

公益社団法人大阪府産業資源循環協会  
令和 8 年度 環境問題の啓発及び環境教育のための事業助成取扱要領

- 1 申請書 様式 1 のとおり
- 2 募集期間 令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 申請における提出書類等・提出方法・期限及び提出先
  - (1) 提出書類等
    - ① 申請書 1 部
    - ② 自治体からの副申書 1 部
    - ③ 非営利法人の場合、法人登記簿謄本及び令和 6 年度事業報告
    - ④ その他必要な書類 一式
  - (2) 提出方法及び期限
    - ① 提出方法 申請書に押印し、郵送、宅急便、持参又は電子メール (PDF に限る) のいずれかとする。ただし、電子メールにて申請書を提出した場合には、追って押印した原本を提示すること。
    - ② 提出期限 令和 8 年 3 月 31 日 (火) 必着
  - (3) 提出先 公益社団法人大阪府産業資源循環協会  
〒540-0011 大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル 3 階  
TEL:06-6943-4016 FAX:06-6942-5314  
E-mail:info@o-sanpai.or.jp
- (4) 提出にあたっての留意事項
  - ① 提出書類の用紙サイズは A4 版とし、原本が A4 サイズ以外の文書がある場合は、拡大・縮小コピー等を行い、様式を統一すること。
  - ② メールにより提出する場合には、電話にてメール送付の旨の連絡をすること。
  - ③ メールにより提出する場合は、2MB 以内とすること。
  - ④ 電子データで送付する場合のファイル形式は、PDF (押印したもの) 形式とする。  
また、添付書類がある場合は、申請書に添付すること。
  - ⑤ 応募書類に著しい不備が認められる場合は、無効とする。
- 4 助成の対象となる経費  
環境問題の啓発及び環境教育のための事業助成実施要項の第 4 項及び別表 1 とする。
- 5 その他の留意事項
  - (1) 助成金の交付申請手続き、活動実施報告書及び請求書の提出、助成の取消し等については、環境問題の啓発及び環境教育のための事業助成実施要項のとおりとする。
  - (2) 助成金の交付は、原則として事業活動を実施する団体に対して行うものとし、助成金の振込先はその団体名義の口座とする。

## 6 申請書等の修正

提出された申請書等に不備がある場合、期限を定め修正を求める場合がある。

## 7 助成金の支払い

助成金の支払いは、決定通知を受けた日から 2 カ月以内に行うものとする。

## 8 活動報告書の提出方法及び期限等

- (1) 提出方法 持参、郵送、宅配のいずれか
- (2) 提出期限 原則として令和 9 年 3 月 31 日まで
- (3) 提出先 本会宛て
- (4) 提出にあたっての留意事項
  - ① 必ず A4 サイズで統一すること。なお、提出書類は返還はしない。
  - ② 電子データで送付する場合のファイル形式は、PDF 形式とする。  
なお、添付書類がある場合は、報告書に添付すること。
  - ③ 提出書類に著しい不備が認められる場合は、提出を無効とする。

## 9 保存すべき証拠書類

- (1) 提出した書類の写し
  - ① 申請書 ② 実績報告書 ③ その他助成金に対し本会に提出した書類
- (2) 送付された書類
  - ① 助成金交付決定通知書 ② その他助成金に関し、本会から送付された書類
- (3) 助成金を適正に使用したことを証する書類
  - ① 収支簿
  - ② 預金通帳
  - ③ 関係証拠書類